

令和7年度二セ電話詐欺等対策動画制作・広報業務委託に係る プロポーザル実施要領（案）

福岡県では、県民に対し、二セ電話詐欺等の現状や防止対策などを分かりやすく説明した被害防止啓発動画を制作し関係機関に配付するほか、インターネット等を活用して広報啓発を実施することで、被害防止を図りたいと考えています。

つきましては、プロポーザル方式により委託先を選定することとし、「二セ電話詐欺等対策動画制作・広報業務委託」に関する提案を募集することにいたしました。

本要領はその募集・選定に関する手続について定めたものです。

1 業務の名称

二セ電話詐欺等対策動画制作・広報業務

2 業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

2,084,000円

4 参加資格

以下の条件を全て満たす者としします。

- (1) 法人であって、福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること。
- (2) 業務に関する専門的な技術・資機材・人材等を有し、業務を円滑に遂行するための十分な能力及び経営基盤を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っていない、開始の申立てもなされていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。

5 手続等

(1) 契約候補者の選定方法

提出された企画提案書について審査委員会により審査し、選定した最優秀提案者を契約候

補者とします。なお、提案者に対しては、プレゼンテーションを実施していただきます。

(2) スケジュール (予定)

| | |
|----------|----------------|
| 6月17日(火) | 質問期限 |
| 6月24日(火) | 質問回答 |
| 7月1日(火) | 参加申込書〆切 |
| 7月8日(火) | 企画提案書〆切 |
| 7月22日(火) | プレゼンテーション及び審査会 |
| 7月 下旬 | 業務委託契約締結 |

(3) 連絡先、書類提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県人づくり・県民生活部生活安全課地域安全推進係(県庁南棟5階)坂口
担当者メールアドレス:sakaguchi-k9557@pref.fukuoka.lg.jp
電話番号:092-643-3124 FAX:092-643-3169

(4) 仕様書及び本実施要領に関する質問

仕様書及び本実施要領に関する質問がある場合は、「質問書」(別紙)に必要事項を記入の上、以下により提出すること。なお、提出期限を過ぎた質問は受け付けできません。また、電話による質問は受け付けできません。

ア 提出期限:令和7年6月17日(火)17時まで

イ 提出方法:電子メール、又はFAX(提出期限までに必着)

※送信時に必ず電話連絡を行うこと

ウ 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県人づくり・県民生活部生活安全課地域安全推進係(県庁南棟5階)坂口
担当者メールアドレス:sakaguchi-k9557@pref.fukuoka.lg.jp
FAX:092-643-3169

エ 質問に対する回答について

令和7年6月24日(火)17時までに、本件提案公募を掲載しているサイトに回答文を掲載します。(質問者名は記載しません。)

ただし、質問や回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

(5) 参加申込書

企画提案公募に参加する意向がある場合は、郵送又は持参にて「参加申込書」を提出してください。

提出期限:令和7年7月1日(火)17時まで

提出先:上記(3) 連絡先、書類提出先

・FAXや電子メールでも受け付けますが、その場合は送信時に到着確認の連絡を行ってください

(6) 企画提案書の内容

提案対象となる業務内容について、下記アからウの事項を記載してください。

ア 提案事業者の概要

- ・ 県内の事業所等の組織体制、経営状況、事業内容等
今回の事業に関わるプロジェクト体制、(業務実施及び管理体制)、プロジェクトリーダー、窓口担当などの業務内容と指揮系統の明示
- ・ 業務を受託するに当たってのセールスポイント
- ・ 国又は地方公共団体の業務受託等実績 (特に当該事業に類似した事業のもの)

イ 業務全体の概要

- ・ 業務全体の運営管理、業務実施体制
(スタッフの業務分担、年間スケジュール、進捗状況や目標の管理体制)
- ・ 個人情報保護に関する取組
(個人情報の管理方法、プライバシーマークの取得状況等) 提出

ウ 所要経費

契約金額については、提出された提案書の評価を行い、業務実施候補者を選定した後、候補者に対し、改めて見積書提出を依頼し決定します。

(7) 企画提案書類の作成・提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書：9部
 - ・ A4 サイズ (片面印刷) (図面などは A3 サイズも可)
 - ・ 表紙にはタイトル (業務名)、提出年月日、事業者名を記載
 - ・ ページ番号を付けること
- ② 業務経費/概算積算書
 - ・ 業務に係る概算金額、算出根拠がわかる資料
- ③ 会社紹介資料 (会社の概要、実施体制 (組織図等) が分かる資料)：9部

イ 提案内容

- ① 業務体制・スケジュール
- ② 動画制作 (「内容」については、「ニセ電話詐欺」の2~3分程度の動画×前編・後編 (合計再生時間4分以上) について絵コンテで提案)
- ③ プロモーション
- ④ 独自提案事項
- ⑤ 見積価格の効率性

ウ 提出期限

令和7年7月8日 (火) 17時必着

エ 提出方法：(3) の提出先に持参または郵送により提出すること。

オ その他

- ① 提出された企画提案書等は委託先の選定のみを使用します。
- ② 提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については、企画提案事業者の負担とします。
- ③ 本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した提案書は無効とします。
- ④ 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しません。

⑤ 提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき、原則として開示します。

(8) 提案審査会

本企画提案公募の審査は、提案審査会により行います。

本審査会の事務局は、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課に置きます。

(9) 1次審査（書面審査）

本企画提案参加者の数が5者を超えた場合は、審査会事務局において、(11)の審査基準により企画提案書の1次審査（書面審査）を行い、(10)の2次審査（プレゼンテーション審査）に進む5者を選定します。

(10) 2次審査（プレゼンテーション審査）

審査会において、プレゼンテーション審査を行い、高い評価点を得た提案者を契約候補者として選定します。

ア 各社の実施時間及び実施場所は、1次審査を通過した提案事業者に速やかに通知します。

イ プレゼンテーションは、すでに提出した企画提案書に沿って説明を行ってください。

ウ また、提案書（紙面）で表現できない過去に制作された映像等を用いて、より具体的に分かりやすくPRすることもかまいません。

① 日時：令和7年7月22日（火）

② 場所：福岡県庁

③ 提案者数：最大5者まで

④ 持ち時間：1社25分程度（説明15分、質疑応答10分）予定

・企画提案書の内容を説明するためにプロジェクター等を使用する場合は、(3)の連絡先に必ず連絡してください。

(11) 審査

・審査は、1次、2次ともに、下表に示す審査項目により採点します。

・2次審査において、合計点数が最も高い提案事業者を契約候補者とします。

合計点数が同点となった場合は、審査委員会の協議により選定します。

満点の6割を最低基準とし、合計点数がこれに満たない場合は選定しません。

・提案参加事業者が1事業者の場合においても2次審査を行い、最低基準点を超えた場合、契約候補者として選定します。

| 項目 | ポイント | 配点 |
|-------------|--|-----|
| 業務体制・スケジュール | ・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされているか。 ・業務を確実に遂行しうる技量を有するとともに、無理なく履行期限を守れるスケジュールとなっているか。 | 10点 |
| 動画制作 | 1 内容 ・ニセ電話詐欺等の現状や防止対策など分かりやすい説明内容となっているか。 ・県民が興味を引く展開となっているか。 | 20点 |

| | | |
|----------|--|------|
| | <p>2 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画の構成については、仕様書を踏まえた提案内容となっているか。 ・動画の内容及び時間配分が、PR媒体及び視聴者を意識した内容となっているか。 ・出演者の選定、キャラクターの設定については、啓発対象者の目線を意識したものになっているか。 | 25点 |
| プロモーション | <p>1 動画投稿及び閲覧数向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ現実的な方法が提案されているか。 ・数値目標（※）は高く設定されているか。 （※ページビュー数、クリック数、いいね数等） ・数値目標は、類似の実績等から妥当な設定となっているか。 （設定の根拠） ・動画の利用方法は効果的な提案となっているか。 ・広告の活用方法が具体的に示されているか。 | 15点 |
| | <p>2 メディアミックス等の方法</p> <p>県のWebサイトやSNSなど、各メディアの補完と相乗効果を高める提案となっているか。</p> | 15点 |
| 独自提案事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務目的を達成するに当たり、独自性のある、有効な提案となっているか。 | 10点 |
| 見積価格の効率性 | <ul style="list-style-type: none"> ・経費の内訳が効率的な見積となっているか。 | 5点 |
| 合計 | | 100点 |

備考

- ① 書類審査の結果は、提案参加者全員に通知します。
- ② 県が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

(12) 企画提案参加に際しての注意事項

ア 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、県が提示した事項に違反した場合

イ 著作権等

提出書類の内容に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、全て提出者が責任を負うこととします。

ウ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めません（軽微な場合等で発注者が認めた場合は除く。）。

オ 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出等提案参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。

キ その他

- ① 参加申込書を提出したにも関わらず企画提案書を提出しない場合またはプレゼンテーションに参加しない場合は、辞退したものとします。
- ② 参加者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとします。
- ③ 提出書類を提出後、契約締結までの間に提案者が指名停止等に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。この場合において、該当する者が契約候補者とされている場合は、次順位の者と手続を行います。
- ④ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに（３）の連絡先に連絡するとともに、書面（様式不問）により届け出てください。

6 契約の締結

- (1) 提案評価委員会で選定された事業者を契約候補者として、協議を行います。

なお、契約締結に係る費用は受託者の負担とします。

- (2) 契約に当たっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定します。

- (3) 契約に当たっては、契約額（消費税込）の100分の10以上の金額を契約保証金として、県に納めていただきます。

なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に全額返還します。

また、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去2年以内に地方公共団体または国（独立行政法人等を含む。）と同種及び同規模の契約（2件以上）を履行したことについて、当該発注者等が交付した証明書を提出した場合は、契約保証金が減免される場合があります。

- (4) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。

ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外です。